

新規組み入れマイクロファイナンス機関のご紹介 No. 9 「バンク・アンダラ(インドネシア)」

大和マイクロファイナンス・ファンドの投資対象である「DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ」は、2011年7月29日にインドネシアのマイクロファイナンス機関(以下、MFIといいます)。「バンク・アンダラ」に現地通貨建てで約30万米ドル相当の投資を行いました。

バンク・アンダラ (インドネシア)



総資産額	32.4百万米ドル (2010年9月末)
総融資残高	18.2百万米ドル (2010年9月末)
借り手総数	165MFI機関* (2010年9月末)
貸倒率	0.00% (2010年9月末)

(出所: DWM *MFI向け銀行のため借り手はMFI機関)

【バンク・アンダラとは?】

バンク・アンダラは、個人に直接融資するのではなく、MFIに対して金融サービスを提供する金融機関です。

1969年にバリ島を拠点とする地元の銀行として融資や預金の基本サービスを提供していました。新興国の社会・経済の発展に意識の高い国際金融公社(IFC)を中心とする5つの国際機関が2008年にバンク・アンダラに出資し大株主となったことで、2009年、主に地方の小規模MFIに対して金融サービスを提供するMFI向け銀行に衣替えしました。

【融資実行の理由】

バンク・アンダラの主要株主は、IFCや蘭国際援助機関(Cordaid)、米NGOのマーシーコー(Mercy Corps)、独国際開発銀行(KfW)、そして蘭社会的責任投資ファンド(Hivos-Triodos Fund)で、マイクロファイナンスに関する経験や知見の豊富な国際機関等が株主になっています。インドネシアのマイクロファイナンス市場は、法制度が未整備なため、MFI専門に融資や預金の金融サービスや技術支援を提供するバンク・アンダラは、非常に重要な仲介機関になると見えています。このような理由からバンク・アンダラへの融資を決定しました。

【インドネシアのMFI事情】

インドネシアMFI市場は世界有数の規模を誇っています。現在、MFIからのサービスを受けている人口は4000万人位といわれています。マイクロファイナンスのサービスの担い手は複数の大手商業銀行、約2千に上る地方銀行(BPR)、そして3万を超える協同組合です。大手商業銀行は貧困層の中でも、比較的所得の高い層を顧客にしておりますが、BPRと協同組合の多くは支店を持たず、各々の活動拠点で地元住民に向けてサービスを提供しています。そのためBPRと協同組合の数は非常に多くなっています。同国のMFI市場の規模は非常に大きいのですが、法制度が未整備なことが、今後の発展への大きな課題となっています。

※上記は、大和マイクロファイナンス・ファンドの投資対象である「DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ」の投資先マイクロファイナンス機関をご紹介します。将来の組み入れを示唆・保証するものではありません。

2ページ目の一般的な留意事項を必ずご覧ください。

借り手の事例

※ご本人の快諾を得て掲載しています。

(注)バンク・アンダラはMFI向け銀行のため、バンク・アンダラと取引のあるMFIの借り手の事例をご紹介します。



パク・サハディンさん

資金使途:

絵画の資材購入など

子供の頃から絵を描くことが好きだったサハディンさんはすでに40年のキャリアを誇るプロの画家です。しかし、ビジネスとして絵を販売するためのルートを見つけ出すことが大変であったり、自分の絵を買ってくれそうな買い手や収集家、ギャラリーなどを探し出すことができなかったため、プロの画家として生活をしていくのは非常に困難でした。

地元の銀行はサハディンさんの絵画ビジネスに融資することを躊躇していましたが、バンク・アンダラと取引のある地元のMFI(BPRバンゴツア)より融資の話があり、25百万ルピア(約22万7千円:1IDR=約0.0091円)を借り入れ、プロの画家として商売を始めました。

サハディンさんは、融資資金でデッサン用スタジオを設け、多くの絵を描き、販売も軌道に乗り始めました。ジャカルタのフォーシーズンズ・ホテルの展示会にも出展することが出来ました。現在、8人の収集家がサハディンさんの絵を定期的に購入しています。サハディンさんは収入を安定させるために、15人の収集家を獲得したいと思っています。

将来的にサハディンさんは、絵で視覚に訴え、絵を書く筆の音をリズムカルに奏でることで聴覚に訴えるような、インドネシアだけでなく世界的に初の試みとなる展示会を開きたいと考えています。

お申し込みの際は必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご確認ください。

ファンドの特色

- 世界の貧困問題に取り組むマイクロファイナンス機関(Microfinance Institutions: MFI)の活動を、直接的な融資も含め資金面で支援するファンドです。
 - 実質的な運用は、マイクロファイナンスに特化した運用会社であるDWMアセット・マネジメント社が行います。
 - 実質的な運用に当たっては、投資対象国(通貨)を幅広く分散することを基本とします。
 - 年2回決算を行います。
- 当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

お申込メモ

信託期間	原則として、2011年3月1日から2021年2月23日まで
購入単位	1,000円以上1円単位*または1,000口以上1口単位 * 購入時手数料および購入時手数料に対する消費税等に相当する金額を含めて、1,000円以上1円単位で購入いただけます。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
決算日	2月および8月の各23日 (年2回。ただし、当日が休業日の場合には翌営業日とします)

投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等を投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、**当ファンドは元本が保証されているものではありません。**委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、**全て投資者に帰属します。**投資信託は**預貯金や保険と異なります。**当ファンドへの投資には主な変動要因として、「マイクロファイナンス投資にかかるリスク」「金利変動リスク」「信用リスク」「為替変動リスク」「カントリーリスク」「流動性リスク」などが想定され、これらの影響により損失を被り、**投資元本を割り込むことがあります。**詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■目論見書のご請求・お申込みは…

■設定・運用は…

大和証券

Daiwa Securities

商号等：大和証券株式会社
金融商品取引業者
関東財務局長(金商)第108号
加入協会：日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、
社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

東京海上アセットマネジメント投信

商号等：東京海上アセットマネジメント投信株式会社
金融商品取引業者
関東財務局長(金商)第361号
加入協会：社団法人投資信託協会、
社団法人日本証券投資顧問業協会

ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料	購入金額に下記の購入時手数料率を乗じて得た額とします。	
	購入金額	手数料率(税込)
	5,000万円未満	3.150%
	5,000万円以上5億円未満	1.575%
	5億円以上	0.525%
	購入金額：(申込受付日の翌営業日の基準価額/1万口) × 申込口数	
換金(解約)手数料	ありません。	
信託財産留保額	ありません。	

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬の上限は 年1.9765%(税込)程度 となります。 ※当ファンドならびに当ファンドが投資対象とする投資信託証券にかかる信託報酬は以下の通りです。 ・当ファンド：信託財産の純資産総額に対し、年1.0815%(税抜1.03%) ・DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ： 純資産総額に対し、年0.895%(注) (注)ただし、 信託報酬のうち管理会社に支払う報酬(年0.07%)が125,000米ドルに満たない場合は、125,000米ドルとなりますので、投資信託証券の純資産総額によっては上記報酬率を超える場合があります。 ・東京海上マネーマザーファンド：信託報酬はかかりません。
その他の費用・手数料	信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年0.0105%(上限年63万円))、信託事務などに要する諸費用、立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外国における資産の保管などに要する費用、借入金の利息および組入投資信託証券においてかかる費用などが保有期間中、その都度かかります。 ※監査費用を除くこれらの費用は実際の取引などにより変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記手数料等の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。 **詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

【一般的な留意事項】

■当資料は、東京海上アセットマネジメント投信株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申し込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。■当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。■当資料に掲載された図表などの内容は、将来の運用成果や市場環境の変動などを示唆・保証するものではありません。■投資信託は、値動きのある証券など(外貨建資産に投資する場合には、為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。■投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。■投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。■登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。